相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市西向田町二五六番地、最後の住所大阪府大阪市城東区今福東二丁目二番二五号野江特別養護老人ホーム城東園　被相続人　亡　𠮷𠮷　シカノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

大阪市北区西天満四―九―一二リーガル西天満ビル四〇三号

相続財産管理人　弁護士　甲斐みなみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市永和一丁目三九番地、最後の住所大阪府東大阪市永和一丁目一六番三号　被相続人　亡　花岡　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル七階　相続財産管理人　弁護士　三浦　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市上魚町三三番地、最後の住所鳥取県鳥取市賀露町北三丁目二七番一五号　被相続人　亡　森本　正文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

鳥取県鳥取市南吉方一丁目六三―一農協共済福祉事業団第二ビル二階三谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小松　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市西川津町一四〇七番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岸本ゆみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

島根県松江市八雲町熊野四三三番地　相続財産管理人　小松原秀顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市大柿町柿浦一四七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山下　統司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月九日

事務所広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一　室伸征司法書士事務所　相続財産管理人　室　伸征

無縁墳墓等改葬公告

宗教法人近龍寺境内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十月九日

一、墳墓等所在地　栃木県栃木市万町一一一番四号

一、墳墓等の名称　近龍寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　栃木県栃木市万町二二番四号　宗教法人近龍寺　住職　松濤　孝佳

無縁墳墓等改葬公告

当院墓地区画整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年十月九日

一、墳墓等所在地　埼玉県川越市元町二丁目八番地二五

一、墳墓等の名称　大蓮寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　埼玉県川越市元町二丁目八番地二五　宗教法人大蓮寺　住職　石村晃龍

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十月九日

愛知県西尾市楠村町明神後二番　アイチセラテック株式会社　代表取締役　二村　直志

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
青　俊夫　愛知県名古屋市瑞穂区彌富町円山五三	普通株式　一〇〇株	無
石崎　明治　長崎県長崎市水の浦一八六	普通株式　一〇〇〇株	無
岩田　ぎの　愛知県名古屋市昭和区川名本町三―七六	普通株式　三〇〇株	無
大山　栄照　東京都北区赤羽台二四―一一二	普通株式　一〇〇株	無
興津茂太郎　東京都品川区大井三―一六―一六	普通株式　五〇〇株	無
斎藤　基　愛知県西春日井郡西枇杷島　三菱アパート二一号	普通株式　五〇〇株	無
島村　栄一　岡山県岡山市下石井三〇八	普通株式　五〇〇株	無
曽田網次郎　東京都港区麻布竜上町五八	普通株式　一〇〇株	無
寺崎　充省　東京都文京区小石川二―九　国土交通省寮	普通株式　一〇〇〇株	無
鳥内　伝義　埼玉県浦和市高砂町一―三八	普通株式　二〇〇株	無
芳賀儀一朗　神奈川県横浜市南区睦町一―一一七	普通株式　五〇〇株	無
馬渕ふじえ　愛知県名古屋市中村区靖国町一―一三五	普通株式　一〇〇〇株	無

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成24年10月９日　東京都千代田区紀尾井町３番30号　公益社団法人不動産保証協会

記

年度	免許証番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平24不保664	北海道知事石狩(1)7798	株式会社ジェー・エヌコーポレーション	代表取締役小林仁	北海道北広島市虹ヶ丘1―6―1	1000万円
平24不保665	青森県知事(5)2507	丸一不動産商事	工藤誠造	青森県青森市緑1―1―22	〃
平24不保666	宮城県知事(2)5025	有限会社幸栄不動産興業	代表取締役伏見賢一	宮城県石巻市蛇田字新立野393―2	〃
平24不保667	福島県知事(2)2574	株式会社ソザイエ	代表取締役櫻井孝幸	福島県郡山市安積町長久保3―12―10	〃
平24不保668	埼玉県知事(4)16877	株式会社斉藤砦設計室	代表取締役齋藤哲	埼玉県川口市前川3―10―35	〃